

(ク)見守り活動等をする地域のボランティアや学校等と連携して児童生徒等の日常の行動を把握すること。

児童生徒等が自ら危険な行動をとらないように、日常の行動を把握することも大切である。

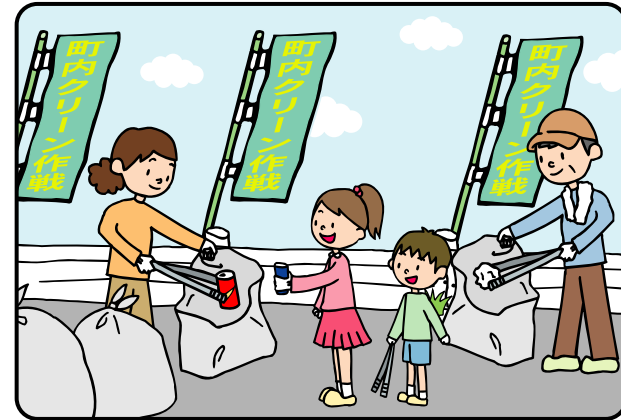
(ケ)児童生徒等の安全を確保するため、積極的に地域の見守り活動等へ参加すること。

(コ)可能な範囲で地域や学校等の行事に参加し、地域の連帯を図るよう努めること。

地域や学校等の行事に参加することは、地域の連帯が深まり犯罪者を寄せ付きにくくする。



地域のお祭りの様子



② 通学路等を管理する者

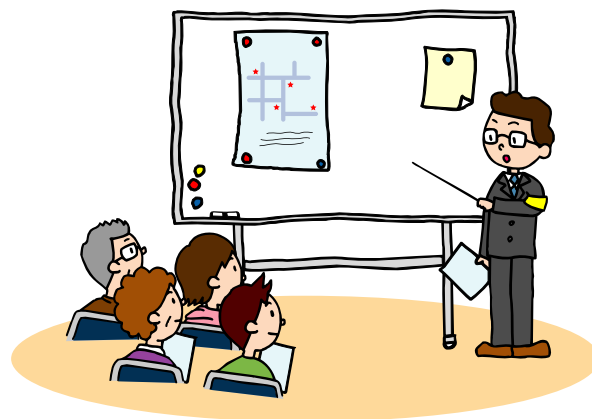
定期的にパトロール等を実施し、通学途中の見守り等児童生徒等の安全確保に努めること。

③ 学校等の設置者等

児童生徒等の情報を集めやすいことから、保護者、地域のボランティア、警察、その他関係機関との連絡体制の中心となり、通学路等における児童生徒等の安全確保に努め次のような取り組みを行うこと。

(ア)学校等の実情に合わせた児童生徒等の安全確保のためのマニュアル等を作成し、保護者、地域のボランティア、警察、その他関係者に周知すること。

(イ)保護者と話し合うなどにより通学路、登下校方法について共通認識を持つようにすること。



地域住民の一人ひとりが、地域の中で児童等の安全を守るという意識を持つことができるよう、関係者間において十分な連携を図り、防犯対策について共通の理解を得られるようにすることが必要である。また、地域の学校がお互いに連携を密にし、不審者の出没状況などの情報伝達を速やかに行うことも必要である。

(ウ)児童生徒等が一人とならないように集団登下校の実施を指導すること。

特に小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校することも一つの方法であり、集団登下校を円滑に進めるため、順路を工夫したり、高学年と一緒に下校できるように待機スペースを設けるなども効果的と考えられる。

保護者や地域のボランティアの協力を得て、交代で同伴することなども一つの方法であると考えられる。



(エ)保護者や地域のボランティア、警察等の協力を得て、地域安全パトロール、見守り等を実施すること。

(オ)学校行事等で、児童生徒等の下校する時間が変更となる場合は、保護者に十分周知するとともに、地域のボランティア、警察、関係機関に連絡すること。

(カ)遅刻又は早退する児童生徒等については、その時間、登下校の方法について、保護者に確認又は連絡すること。

(キ)通学路の安全指導をはじめ防犯ブザー等の活用練習や大声をあげるなどの防犯訓練等を実施すること。



(ク)通学路安全マップの作成を通じて、児童生徒等が自ら情報収集、分析し、危険を予測、回避できる能力を身につけられるような教育を実施すること。

(ケ)不審な声かけ、不審な車両、その他児童生徒等の安全確保に関する情報の連絡体制の中心となること。

